

世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（令和 5 年度～12 年度）改定の骨子（案）について

1 主旨

平成 27 年に採択された「パリ協定」を受け、我が国では平成 28 年に「地球温暖化対策計画」の見直しを行った（中期目標「温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減」、長期目標「2050 年度に 80%削減」）。

これを踏まえ、区では「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」（計画期間：2018 年度～2030 年度）において、温室効果ガス排出量を「2030 年度に 2013 年度比で 26.3%削減」「2050 年度に 80%削減」等の計画目標を定め、取組みを進めてきた。

令和 2 年 10 月 26 日に国は、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、また、令和 3 年 4 月には「2030 年度において、2013 年度比で温室効果ガスの 46%削減をめざすこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明した。

一方、区では深刻化する気候危機の状況を踏まえ、令和 2 年 10 月 16 日に「世田谷区気候非常事態宣言」を行うとともに、2050 年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。このことを契機に、区民・事業者と区が気候危機の問題を共有し、気象災害から区民の生命と財産を守る取組みと、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を食い止める取組みを一層進めるため、地球温暖化対策地域推進計画の見直しを行い、新たな中期目標やそれを達成するための具体的な施策等について検討を進めてきた。この度、改定の骨子案を取りまとめたので、報告する。

2 計画期間

2023 年度～2030 年度

計画名	年度																2050
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031		2050	
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		R32	
世田谷区地球温暖化対策地域推進計画 (H30～)	(13年) 地球温暖化対策地域推進計画 (中期目標：2030年度 長期目標：2050年度)												中期目標	長期目標			
	改定					(8年)次期地球温暖化対策地域推進計画 (中期目標：2030年度 長期目標：2050年度)											
世田谷区基本計画 (H26～)、 世田谷区実施計画 (H30～)	(10年) 基本計画					(8年) 次期基本計画											
	(4年) 新実施計画(後期)				(2年) 未来つながるプラン												
世田谷区環境基本計画 (H27～)	(10年) 環境基本計画					次期環境基本計画											
	(5年) 後期計画																

3 法的根拠

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- ・「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」

4 検討体制

(1) 諮問・答申

区長から環境審議会に諮問し、答申を受ける。また、計画案について、専門的な知見を得るため学識経験者の意見聴取を行う。

(2) 庁内検討体制

庁内意見集約は、気候危機対策会議で行うものとする。

(3) 区民意見の聴取

若者環境フォーラム（令和3年10月30日実施）、区民ワークショップ（令和3年11月13日実施）、区民説明会・区民意見募集等（令和4年9月実施予定）において聴取。

5 改定骨子案

別紙のとおり

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年	4月	環境審議会（素案（たたき台）の検討）
	7月	環境審議会（素案の検討）
	9月	区民説明会・区民意見募集等
	11月	環境審議会（区民意見を反映した案の検討）
	12月	答申
令和5年	3月	新計画決定